

動薬協会発 73 号
令和 3 年 10 月 6 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（3 消安第 3499 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第 3499 号
令和 3 年 10 月 4 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしく申し上げます。



(写)

3 消安第 3499 号
令和 3 年 10 月 4 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 24 日農林水産省令第 55 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

そのため、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について、下記のとおり改訂することとしたので、家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いするとともに、都道府県から国への報告についても遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知の発出をもって、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和 2 年 9 月 29 日付け 2 消安第 2846 号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。

記

- 1 家畜の所有者から都道府県への定期の報告様式
新基準の内容に合わせ、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号・以下「法」という。）第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく定期の報告の様式を別添 1 のとおり改訂します。
- 2 都道府県から国への家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告様式
飼養衛生管理指導等指針（令和 3 年 4 月 1 日農林水産大臣公表）第三章の III の（2）に規定する国が別途示す様式を、別添 2 のとおり改訂します。